

# 軽自動車税の減免が受けられます!

身体障害者手帳等をお持ちの方が所有する軽自動車などは、申請をして税の減免を受けることができます。

**提出書類** ●減免申請書

**持参するもの** ●障害者手帳等 ●車検証 ●印鑑 ●運転する方の運転免許証

**申請期限** 5月25日(月)  
(納期限6月1日の7日前まで)

## 申請先

軽自動車など……町税務課住民税係  
32-3111 (内線43)  
普通自動車など…佐久地方事務所税務課  
0267-63-3136

※受けられる減免は軽自動車税と自動車税のいずれか1台です。お気軽にお問い合わせください。

## 減免基準

次の①、②、③のいずれかに該当し、もっぱら通学・通院もしくは生業のために使用する車のうち1台。

- ①身体に障害のある方の所有する軽自動車など
- ②精神に障害のある方の所有する軽自動車など
- ③18歳未満で身体に障害のある方、または精神に障害のある方と生計を共にする方が所有し、運転する軽自動車など

## 減免の対象となる障害

障害の区分	身体障害者手帳	戦傷者手帳
	障害の級別	障害の級別
視覚障害	1級～3級までの各級と4級の1	特別項症～第4項症まで
聴覚障害	2級及び3級	特別項症～第4項症まで
平衡機能障害	3級	特別項症～第4項症まで
音声機能障害	3級 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別項症～第2項症まで (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	1級、2級の1と2級の2	特別項症～第3項症まで
下肢不自由	1級～6級までの各級	特別項症～第6項症までと第1款症～第3款症まで
体幹不自由	1級～3級までの各級と5級	特別項症～第6項症までと第1款症～第3款症まで
心臓機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
じん臓機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
呼吸器機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
小腸の機能障害	1級と3級	特別項症～第3項症まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級と2級
	移動機能	1級～6級

- 知的障害者手帳の障害の程度の記載欄に「A」と表示される重度の障害。
- 精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害。

**平成21年度軽自動車税  
6月1日(月)が納期限です**

軽自動車税は毎年4月1日に軽自動車等を所有または使用している方が納める税金です。5月中旬に郵送される納税通知書で、最寄りの金融機関で納付してください。また、領収書には車検を受ける時に必要となる「納税証明書」がついています。車検証と一緒に大切に保管してください。口座振替を利用されている方は、納付を確認後、「納税証明書」を郵送いたします。

## 問い合わせ先

税務課住民税係(内線43)

**平成21年度自動車税  
6月1日(月)が納期限です**

佐久地方事務所からのお知らせです。

自動車税は長野県のさまざまな事業に使用される大切な税金です。スピードは控えめに、そして自動車税は納期限内に納めましょう。コンビニエンスストアでも納められます。

## 問い合わせ先

佐久地方事務所税務課

0267(63)3136

**「妊婦健康相談」をご利用ください**

当町では、妊婦健康相談を5月より開始します。食生活や妊娠中の過ごし方などの相談を栄養士・保健師等がお受けしますのでご利用ください。からだをいたわり、おなかの赤ちゃんに配慮しながら充実した毎日を過ごしましょう。

## 日程

- 5月27日(水)・6月24日(水)
- 7月29日(水)・8月26日(水)
- 9月30日(水)・10月28日(水)
- 11月25日(水)・12月16日(水)
- 1月27日(水)・2月24日(水)
- 3月24日(水)

## 時間

午前10時～11時

## 場所

保健センター

※希望される方は、前日までに予約をしてください。

なお、指定日以外に相談を希望される方は、職員が他の事業等で不在になることがありますので、事前に電話で確認し保健福祉課健康推進係にお越しください。

## 予約/問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554

## 地域力で、明るく、心豊かな子どもたちを育てよう

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。地域では、折に触れ子どもたちの見守り活動を実施しています。

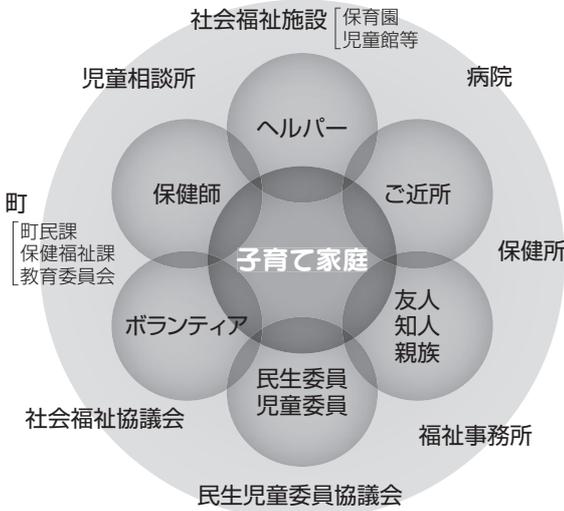
子どもを取り巻く環境は、少子化の進行や児童虐待の増加、核家族化による育児不安や孤立化と大きく変化している中で、次の世代を担う子どもたちが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが大きな課題です。

お父さん・お母さん！

子どもとたくさんふれあいはありますか？家族そろって食事をしていますか？育児で迷ったとき、助けてくれる人がいますか？育児は今の時だけです。

後で取り戻せる時間ではありません。どうか大切にしてください。

おじいちゃん・お



子育て家庭の近隣の見守りと支援のための連携体制

町民課子ども係(内線47)

ばあちゃんそして地域の皆さん、若いパパ・ママは仕事や育児で一杯いっぱいになっていると思います。どうか少しお手伝いをしてください。見守りに参加してください。何気ない日々の挨拶や気づきとして思いやりに救われることがあります。手を貸してあげてください。

多様化する社会情勢の中で、家庭だけでは子育てができない状況もあり、地域の支えが必要になります。皆さんによって、子どもは育てられ、そして大人も育てられています。

## 春の行政相談週間

5月18日(月)から24日(日)までは春の行政相談週間です。

行政に対する苦情や意見・要望などを住民の皆さんからお聴きして、その解決や実現を目指す制度に「行政相談」があります。

相談は、総務大臣から委嘱されている柳澤政安行政相談委員が応じています。相談は無料で秘密は固く守られます。なお、当町では、次のとおり相談を行います。

日時 5月15日(金) 午前9時～正午

場所 ハートピア御代田会議室

行政相談委員

柳澤政安さん(向原区)

自宅電話番号(32)6515

また、行政相談のほか、心配ごと相談、人権相談を、毎月5・15・25日の午前9時から正午までハートピアみよたで開設していますので、ご利用ください。

- 5日 人権相談と 心配ごと相談
- 15日 行政相談と 心配ごと相談
- 25日 心配ごと相談

## ごんにちは農業委員会です

御代田町農業委員会事務局32-3111 内線27・64番

### 農地の転用・売買・賃借等は許可を受けてから

自分の農地だから許可や届け出などなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないかと思います。方ではありませんか。

耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の有効利用を図るために、「農地法」という法律があります。

農地を売ったり、貸したり、転用するときには「農地法」に基づく許可が必要です。

【3条申請】農地を売買するとき

農地を耕作目的で、売買するときは、農業委員会の許可が必要です。ただし、農地を取得する適格者(耕作面積が申請地を含め50a以上)でないときは許可されません。

貸し借りの場合は、手続き

【4条申請】自分名義の農地を転用するとき

【5条申請】他人名義の農地を買うか借りて転用するとき

農地の転用とは、農地を住宅・資材置場・駐車場・倉庫・山林等、農地以外に用途を変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。

審査の内容は、

- ① 転用の目的の適正性
  - ② 転用の面積の適正性
  - ③ 水利など必要な同意書
  - ④ 付近の農業に与える影響
  - ⑤ 転用の目的の実現性
  - ⑥ 他の法令は手続き済か
- 申請書の受付は毎月5日から15日です。ただし、15日が土・日曜日等の場合は直前の平日となります。